

令和6年1月22日

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

令和4年（ワ）第65号損害賠償請求事件に係る 判決言渡しについて

令和4年（ワ）第65号損害賠償請求事件（令和4年10月26日付けで本市に訴えが提起されたもの）について、本日（令和6年1月22日）、判決言渡しがありましたので、その結果を下記のとおりお知らせいたします。

記

- ・判決主文：原告の請求を棄却する。訴訟費用は、原告の負担とする。
- ・市長コメント：本市の主張が認められたものと認識しております。今後も引き続き、必要な受動喫煙防止対策を講じてまいります。
- *訴えの概要：被告（武雄市）が市役所敷地内に設置する屋外喫煙所について、公の営造物の設置又は管理の瑕疵があるとして、被告に対し国家賠償法第2条第1項の規定に基づき慰謝料3,000円の賠償請求をするもの。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部資産活用課 TEL 0954-27-7090
武雄市総務部総務課 TEL 0954-23-9315